

令和元年度 第8回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和元年7月18日(木) 午後4時25分から4時45分まで

二 場 所 鳥取県立皆成学園(鳥取県倉吉市みどり町3564-1)

三 出席者

- | | | | | | |
|---------|------|-------|---------|------|--|
| 1 人事委員 | 委員長 | 上田博久 | | | |
| | 委員 | 小松哲也 | | | |
| | 委員 | 中本久美子 | | | |
| 2 事務局職員 | 事務局長 | 川本晴彦 | 次長兼任用課長 | 山添久 | |
| | 給与課長 | 川口豊長 | 係長 | 毎野卓実 | |
| | 係長 | 高多孝典 | | | |
| 3 傍聴者 | | なし | | | |

四 議 題

議案第1号 職員の採用選考について

議案第2号 人事委員会規則の一部改正について(特殊勤務手当関係)

報告第1号 公文書開示請求に対する開示決定に係る専決について

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第2号は公開、議案第1号及び報告第1号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

職員の採用選考についてについて、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第2号

人事委員会規則の一部改正(特殊勤務手当関係)について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

次のとおり人事委員会規則の一部を改正しようとするもの。

1 改正する規則の名称

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和31年4月6日鳥取県人事委員会規則第5号)

2 概要

令和元年7月1日から、知事部局において県内の自治体病院などに派遣している自治医科大学卒業医師及び鳥取大学医学部特別養成卒卒業医師(県医療政策課配属)の職責を踏まえ、医師免許取得後6年経過後、副医長に昇任させる(給料は2級へ昇格)こととされた(県立病院の副医長との均衡を図る)。これに伴い、特殊勤務手当の医療業務手当に関する規定について、所要の改正を行うもの。

改正後		改正前	
(医療業務手当) 第2条 条例第7条第1項第1号の人事委員会規則で定める医師は、医療政策課の副医長及び医師並びに総合療育センターの院長、副院長、医長、副医長及び医師とする。		(医療業務手当) 第2条 条例第7条第1項第1号の人事委員会規則で定める医師は、医療政策課の医師並びに総合療育センターの院長、副院長、医長、副医長及び医師とする。	
2 条例第7条第3項の人事委員会規則で定める同条第2項の級に属する職種は、次の表の左欄に掲げる級の区分に応じ、同表の右欄に定める職種とする。		2 条例第7条第3項の人事委員会規則で定める同条第2項の級に属する職種は、次の表の左欄に掲げる級の区分に応じ、同表の右欄に定める職種とする。	
級の区分	職種	級の区分	職種
1級	略	1級	略
2級	略	2級	略
3級 (月額 24,000 円)	医療政策課の副医長並びに総合療育センターの医長及び副医長のうち給与条例別表第5医療職給料表(1)の2級の職務にあるもの	3級 (月額 24,000 円)	総合療育センターの医長及び副医長のうち給与条例別表第5医療職給料表(1)の2級の職務にあるもの
4級	略	4級	略
5級 (月額 20,000 円)	医療政策課及び総合療育センターの医師並びに保健所及び精神保健福祉センターの課長及び医長	5級 (月額 20,000 円)	医療政策課及び総合療育センターの医師並びに保健所及び精神保健福祉センターの課長及び医長

【参考】

○特殊勤務手当

… 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給する（職員の給与に関する条例第11条第1項）。

手当の種類 知事部局18種類、教育委員会5種類、
警察20種類（うち知事部局との重複4種類）

○医療業務手当

… 医師が患者に接して行う医療業務又は公衆衛生業務に従事したときに支給する。

3 施行期日等

施行日は公布日とし、令和元年7月1日から適用する。

◇報告第1号

公文書開示請求に対する開示決定に係る専決について、事務局が説明した。

六 次回人事委員会の開催

令和元年8月19日（月）午前9時40分から開催することとした。